

令和6年4月15日 受付開始

令和6年度龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助

40歳未満(本人か配偶者)もしくは18歳未満の子がいる
若者・子育て世代が家を買うと補助金がでます

新築・中古問わず

龍ヶ崎市内の
住宅購入で



15
最大
万円

申請期限

令和7年2月28日(金)

※予算額に達した場合は、申請期限を待たずに事業の受付を終了する場合があります。
※今年度の申請対象者は、翌年度以降の申請ができませんので、予めご了承ください。

基本額

10万円 +

加算額

5万円

原則として、下記の条件1~3に
該当するすべての方に補助します。

住宅購入日から申請日までの
期間で龍ヶ崎市内で消費した
金額をキャッシュバックします。
※一部、除外品目あり

<令和5年度の事業で対象となる方の主な条件>

条件
01



40歳未満(配偶者でも可)
もしくは
18歳未満の子がいる
(令和6年4月1日現在)

条件
02



令和6年1月1日~
12月31日までの1年間に
家を購入して登記済

条件
03



金融機関と10年以上の
ローンを締結

※上記は主な条件となります。詳細な条件は裏面やお問い合わせで必ずご確認ください。

龍ヶ崎市 まちの魅力創造課
人口問題対策室

龍ヶ崎市住宅補助

検索

0297-64-1111(内線377)

miryoku@city.ryugasaki.lg.jp

龍ヶ崎市では、若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、住宅ローンを活用して、市内に自ら居住するための住宅を取得した若者・子育て世代を対象に補助金を交付します。

●どんな人が補助金をもらえる対象になるの？

申請には、以下の条件をすべてクリアする必要があります



対象者

- ① 市内に住宅(新築・中古・戸建・集合)を取得した40歳未満(配偶者でも可)、もしくは世帯に18歳未満の子がいる方 ※令和6年4月1日現在
- ② 住宅取得のために、金融機関とのローン(返済期間10年以上)を締結している
- ③ 居住者に市税等の未納がない
- ④ 居住者が暴力団員でない
- ⑤ 過去にこの補助金を受けていない



建物

- ① 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え延べ床面積が60m²以上の建物である
- ② 令和6年1月1日から令和6年12月31日までに取得し当該取得者名義の所有権登記(※)がされている
※全部事項証明書>権利部(甲区)に記載の所有権保存又は移転の年月日
- ③ 昭和56年6月以降の耐震基準で建築された住宅(中古住宅の場合)

●いくら補助金がもらえるの？



補助金額

最大 15万円

基本額

10万円
※対象要件にあれば
必ず支給する

+

5万円
※上記金額は
最大金額です

加算=市内で消費した分をキャッシュバック

住宅取得後から補助金申請日までの期間に龍ヶ崎市
内で消費した商品・サービスが対象になります。

※一部対象外の商品等あります。事前にホームページでご確認ください。
※複数店舗の合算も可能です。



申請時にレシート(領収書)の
原本添付必要

●申請に必要な書類は？

以下の書類をすべて提出する必要があります。



必要な書類

- 申請書(様式第1号)
- 対象経費内訳一覧(様式第2号)【加算額確認用】
 - + 経費の領収書・レシート(原本のみ有効)
- 住民票謄本(コピー不可)※発行日から3ヶ月以内のもの
 - ※世帯全員の続柄記載のもの
 - ※マイナンバーは記載しない
- 補助対象住宅の登記事項証明書(建物の全部事項証明書に限る。コピー可)
- 金融機関との金銭消費貸借契約書のコピー

<店舗等との併用住宅の場合>

- 居住用面積が確認できる書類の写し(平面図の写しなど)

※申請の受付は郵送でも可能です。

郵送される場合は、必ず事前に電話でご連絡ください。